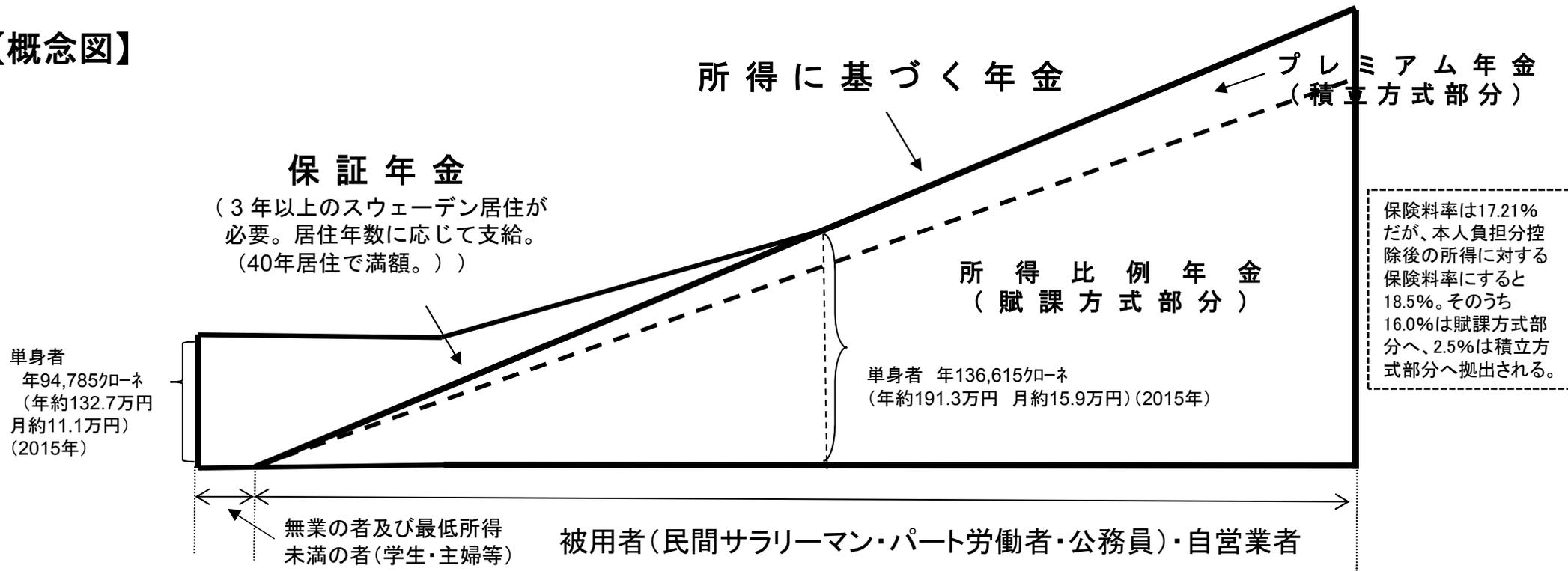


# スウェーデンの年金制度概要

## 【概念図】



## 【制度の概要】

- 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
- 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

- 対象者(2015年末) … 被用者及び自営業者
  - ※ 被用者について、使用者は保険料賦課下限なし。被用者本人は、年18,900クローネ(約26.5万円)以上の年間所得がある場合に対象となる。被用者本人が拠出した場合に所得に基づく年金の給付額に反映される。
- 保険料率(2015年末) … 被用者:17.21%(労:7%(対所得)、使:10.21%(対賃金))  
自営業者:17.21%(対所得)
  - ※ その他遺族年金の保険料1.17%が事業主及び自営業者にかかる。(老齢年金とは別制度)
- 支給開始年齢(2015年末) … 所得に基づく年金:61歳以降で受給者が自ら選択  
保証年金:65歳
- 最低加入期間 … 所得に基づく年金:なし  
保証年金:3年以上スウェーデンに居住していることが必要
- 国庫負担 … 保証年金の給付額

※換算レートは2015年12月中に適用される裁定外国為替相場(1クローネ=14円)による。

## 【給付の構造】(老齢年金)

### (年金額算定式)

#### ○所得に基づく年金

①所得比例年金(賦課方式部分(概念上の拠出建て)):(個人納付保険料+みなし運用益<sup>(※1)</sup>)/除数<sup>(※2)</sup>

(※1)みなし運用益:名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。

(※2)除数:退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。

②プレミアム年金(積立方式部分(通常の場合の拠出建て)):(個人納付保険料総額+運用益)を保険数理的に計算したもの

\*この場合の運用益は実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。

#### ○保証年金(単身者) ※満額受給に必要な居住年数は25歳以降40年

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍未満の場合〉

$(物価基礎額 \times 2.13 - 所得比例年金額) \times 居住年数 / 40$

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍以上、3.07倍未満の場合〉

$\{物価基礎額 \times 0.87 - (所得比例年金額 - 物価基礎額 \times 1.26) \times 0.48\} \times 居住年数 / 40$

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の3.07倍以上の場合〉

保証年金は支給されない

## 【沿革】

1913年	年金保険法制定
1948年	基礎年金制度発足
1960年	付加年金制度発足
1977年	支給開始年齢の引下げ(67歳から65歳へ)
1998年	年金改革法成立(所得に基づく年金と保証年金の導入)
1999年	年金改革法の施行(新制度による給付については所得に基づく年金が2001年、保証年金が2003年から開始)